

下水道の手引き



『住んで楽しいまち よなご』

令和7年6月改訂

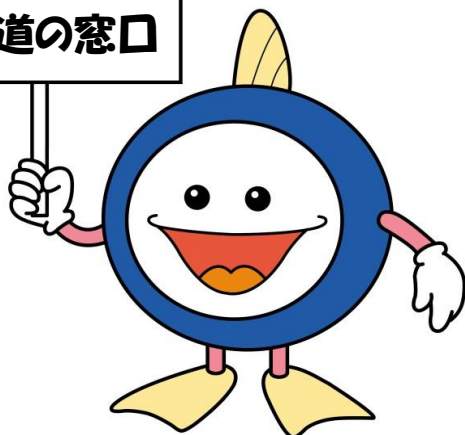
米子市上下水道局

ー も く じ ー

下水道の窓口	1
自然と下水道・下水道ができると	2
公共下水道工事から供用開始までの流れ . . .	3
公道・私道の下水道工事	4
私道の下水道工事の申請	5
公共下水道と排水設備	6
排水設備工事の手続き	7
下水道の正しい使い方	8
融資のあっせん	10
受益者負担金について	12
下水道使用料	16
排水設備の点検商法について	18
下水道に関するよくある質問	18

米子市排水設備指定工事店一覧表 . . . (別冊)

下水道の窓口



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

米子市上下水道局

下水道整備課・下水道施設課

〒683-0834

米子市内町 172-1（湊山公園入り口隣）

経営企画課・営業課・給排水課

〒683-0008

米子市車尾南 2 丁目 8 番 1 号

お問合せの内容	担当課	電話番号
○受益者負担金について	下水道整備課	管路整備担当 (0859) 34-1397
○水洗便所改造資金の貸付について （融資のあっせん）	給排水課	排水関連窓口担当 (0859) 34-1398
○下水道使用料について	営業課	料金担当 (0859) 34-1371
○下水道管渠の整備計画及び設計施工について	下水道整備課	管路整備担当 (0859) 34-1396
○私道の下水道管渠工事の申請について		管路維持担当 (0859) 34-1301
○公道及び私道下水道の下水管の管理について	下水道施設課	施設維持担当 (0859) 34-1379
○処理場、ポンプ場の管理について		施設工事担当 (0859) 34-1376
○処理場、ポンプ場の整備計画及び設計 施工について	給排水課	排水関連窓口担当 (0859) 34-1370
○宅内の排水設備及び指定工事店について		
○除害施設の指導について	経営企画課	下水道企画室 (0859) 34-1382
○下水道事業の企画立案について		財務担当 (0859) 32-9913
○下水道の財政状況について		

自然と下水道

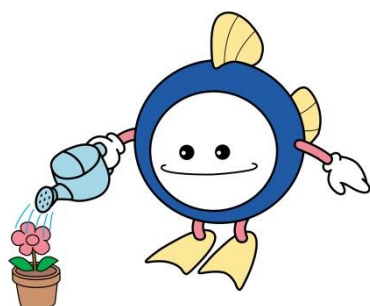
川や湖沼、海はもともと自浄作用を持っていますが、近年、社会活動や生活形態の変化で汚染が進み、自然の浄化作用ではなかなか回復出来なくなりました。

私たちが使って汚した水は、きれいにして自然のサイクルに戻さなければなりません。

下水道は汚れた水を集め、きれいな水にしてから自然に戻します。

下水道は私たちの環境を守り、生活を快適にするとともに、次の世代への贈物となる大切な施設です。

下水道ができると

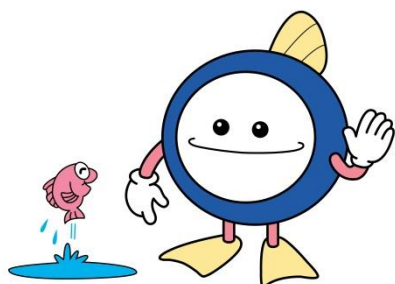


☞ 住宅周辺の生活環境をよくします。

ドブやミソの汚れた水がなくなるので蚊やハエなどの害虫の発生を防いだり、伝染病を予防したり、街を清潔に美しくします。

☞ 便所がすべて水洗便所になります。

浄化槽がなくても、水洗便所が使えるようになり、浄化槽のように個人で維持管理する必要がなくなります。衛生的で快適な生活ができるようになります。



☞ 河川・小川や水路がよみがえります。

家庭からの汚水や工場廃水が、直接河川に流れ込むことがなくなるため、水が汚されたり、悪臭を放つことがなくなります。魚などの生物が生きかえり、青く澄んだ美しい水を取り戻します。

公共下水道工事から供用開始までの流れ

(担 当 課)

お客様にお願いすること

(下水道整備課)

公道への下水道工事
(4 ページ)

私道への下水道工事
(5 ページ)

(下水道整備課)
下水道工事完了

☆工事完了後、「完了のお知らせ」
を配布します。

(下水道整備課)
供用開始告示

(給排水課)

宅内の排水設備工事
(6～7 ページ)

(給排水課)
融資のあっせん
(10～11 ページ)

お客様
(建物の所有者
または使用者)

下水道の使用開始
(8～9 ページ)

(下水道整備課)

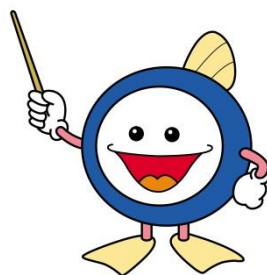
受益者負担金のお支払い
(12～15 ページ)

お客様
(受益者)

(営業課)

下水道使用料のお支払い
(16～17 ページ)

お客様
(使用者)

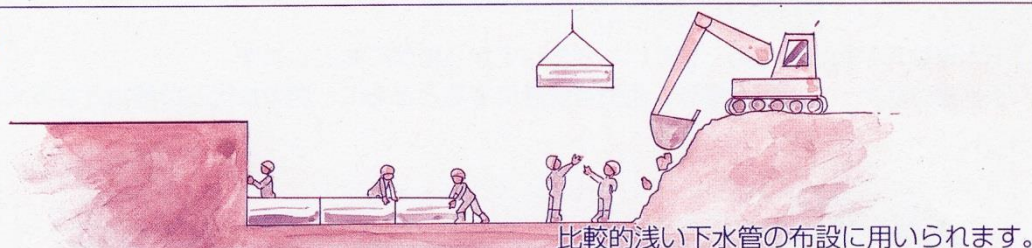


公道・私道の下水道工事

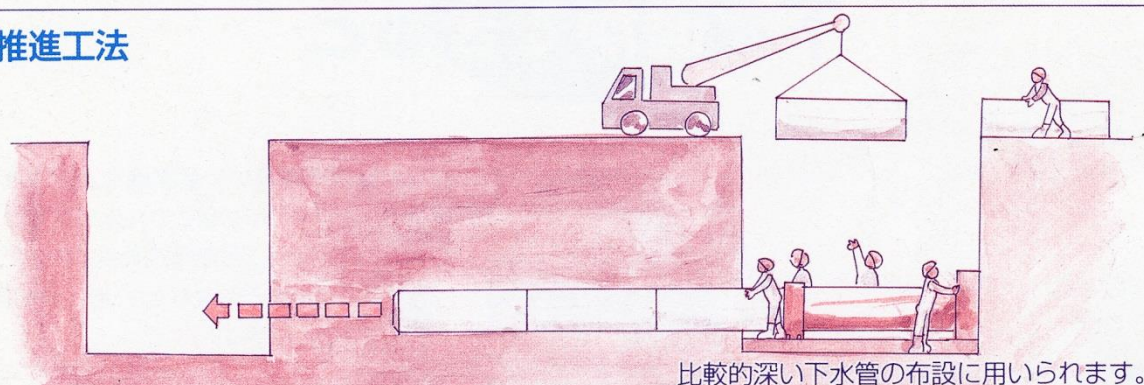
(下水道整備課 管路整備担当)

道路に下水道を布設するとき、大きくわけて開削工法と推進工法があります。

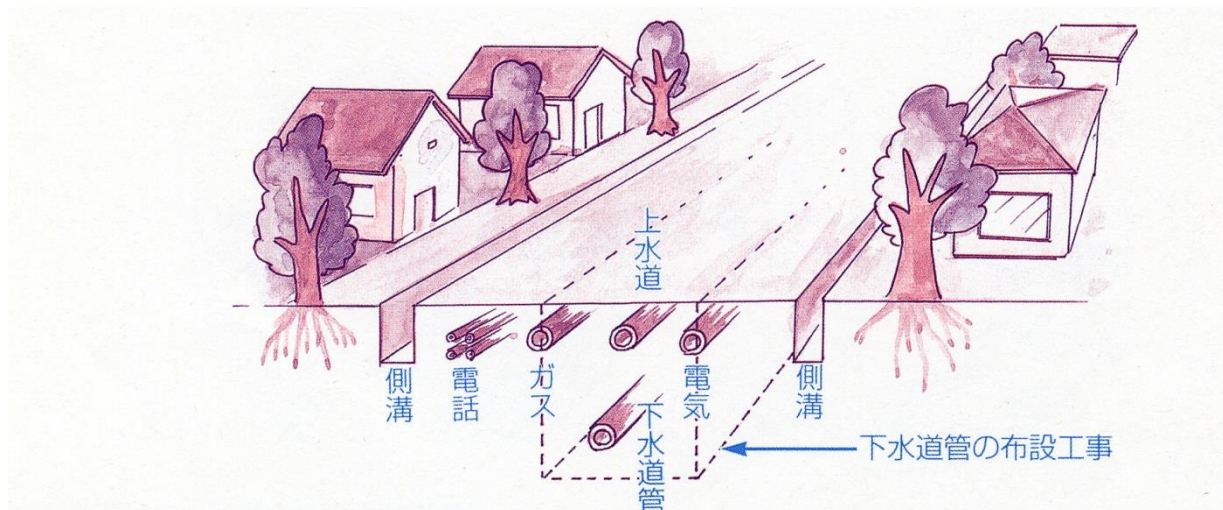
●開削工法



●推進工法



- どの工法を使っても、下水管布設の前後に、水道管、ガス管など埋設物を移設しなければならないケースが多くあります。



- 各戸の敷地内にそれぞれ公共汚水ますを設置します。
市街化区域内においては、農地などを含めすべての土地に公共汚水ますを設置し、市街化調整区域内においては、住宅、事業所などに設置することを基本とします。

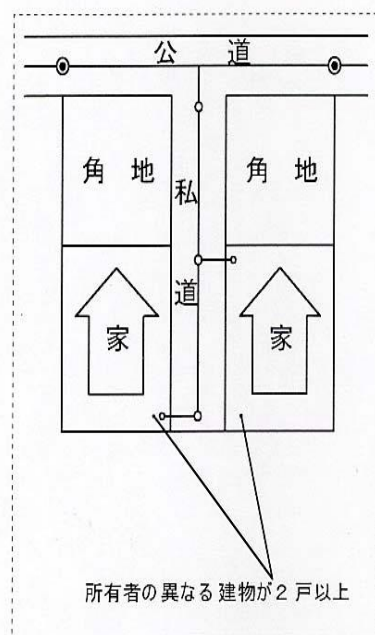
私道の下水道工事の申請

(下水道整備課 管路整備担当)

個人の所有する土地の道（私道）でも、条件が整えば米子市で施工することが可能です。

条件とは・・・

- 1 公道に面した角地の建物を除いて、奥に所有者の異なる建物が2戸以上あること。（右図のとおり）
- 2 下水道私道設置を希望する皆様の中から代表者を決めて、必要書類を取りまとめて、公共下水道施設設置申請書を提出すること。
- 3 私道の所有者及びその他の権利を有する者が、無償で下水道私道設置を承諾していること。
- 4 私道において支障なく下水道工事ができること。
- 5 下水道工事による路面復旧は、原則として下水道工事で掘削した部分のみを復旧します。復旧後の路面の維持管理は、従来どおり申請者で行うこと。
- 6 下水道私道設置を希望する皆様が、米子市が行う私道の下水道工事完了後6か月以内に排水設備の改造工事の申請を行い、公共汚水ます等へ接続すること。



以上の条件を、全て満たしていることが必要です。

公共下水道と排水設備

下水の排除方式

- 分流式・・・汚水と雨水を別々の管渠で排除する方式。
汚水は終末処理場で処理し、雨水は、そのまま海や川に流します。
- 合流式・・・汚水と雨水を一緒の管渠で終末処理場等に運び処理します。

排水設備とは

家庭などから出る下水を、すみやかに公共下水道に流すための排水管、ますなどを排水設備といいます。

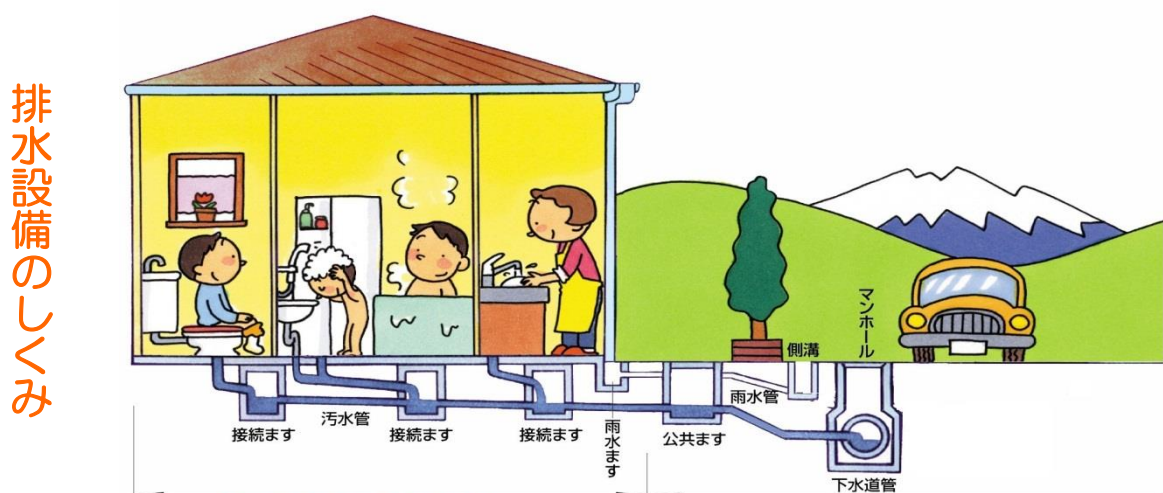
排水設備は、公共下水道に接続する公共汚水ますまでを指し、個人の負担でつくり、管理していただくことになっている私設下水道で、個人の大事な財産です。

排水設備の設置は使用者の義務です

公共下水道が整備され処理区域として公示された区域は、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、くみ取り便所以外の排水設備は、6か月以内に設置するよう義務づけられています。また処理区域では、水洗便所にしないと家を新設することはできません。

浄化槽は廃止して下水道へ

浄化槽を使用している家庭でも、浄化槽を廃止して公共下水道に接続していただくかなければなりません。



排水設備（個人が設置・管理する部分）

公共下水道（米子市が設置・管理する部分）

排水設備工事の手続き

(給排水課 排水関連窓口担当)

工事は「指定工事店」で行ってください

米子市は、工事に必要な専門的な知識と技術を持った技術者を登録し、その技術者のいる工事店を排水設備「指定工事店」として指定しています。排水設備工事や、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事は、正しく行われないと、詰まったり、故障の原因になり、生活に支障がおきたり、公共下水道の機能にも悪影響を与えます。このため、必ず「指定工事店」で工事を行ってください。

排水設備工事の完了まで

1) 「指定工事店」を決めましょう。

(別紙の排水設備指定工事店一覧表をご覧ください)

2) 見積書を確認し、支払い方法を決めましょう。

指定工事店が決まったら設置場所等の現地調査をして見積書をもらい説明を聞いて支払い方法を決めてください。

3) 工事の申込みから着工

指定工事店に正式に工事依頼をされると、指定工事店は依頼者に代わって、給排水課へ「排水設備・水洗便所計画確認申請書」を提出し工事を開始しますが、申請書は大切なものですから、よく内容を確認して、依頼者自身で署名、押印してください。

4) 工事が完了

工事が完了すると、給排水課が検査を行います。

● 工事が完了すると、指定工事店から「排水設備等工事完了届出書」の提出によって、給排水課が検査をし、合格したものには、正規な工事がなされたことを明らかにするため、右図のような検査済証を建物に貼付します。



※確認申請書、工事完了届の控は必ず保管しておいてください。排水設備の清掃、増改築工事に必要な設計図面が添付してあります。

(指定工事店を経由して施主にお返しします。)

下水道の正しい使い方

下水道ができたからといって、何でも流していいというわけではありません。下水道は自然や皆さまの生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道に汚水を流すときには、個人個人が十分に注意して、大切に正しく使用しないと故障の原因となって、施設の寿命を縮めることになります。

下水道に流すとき

◆水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと詰まりの原因になります。また、トイレで流れる水の量は、汚物を流すのにちょうどよい量になっているため、水の量をご自分で調整しないでください。流れる水の量が少ないと、汚物が十分に流れず、詰まったり悪臭発生の原因となることがあります。

トイレットペーパーは適量に使用しましょう。

◆下水道に有害物を流さないようにしてください。

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、大爆発を起こす原因となります。また、ますや側溝に土砂や木片、ビニール類を捨てないようにしましょう。

天ぷら油やサラダ油についても下水道に流さないでください。下水管内で石けんと油が化合して固まり、詰まりの原因になります。また、処理場の機能も低下させます。

※特に飲食店等を営業されておられる方をお願い。

油の発生量が多い飲食店等は、油脂分離槽（グリストラップ）の設置が義務付けられています。グリストラップを適切に管理（定期的な点検、清掃）しないと油が流出して下水管を詰まらせる原因となります。

営業の実態に即した点検、清掃周期を決めて管理を徹底してください。なお、下水管が詰まってその原因者が特定された場合、原因者に清掃費用の負担をお願いする場合があります。

◆台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。

野菜くずやご飯の残りを流すと詰まりの原因となります。また、ディスポーザで粉碎した生ごみをそのまま流すことは出来ません。

（社）日本下水道協会認定のディスポーザキッチン排水処理システムで処理した排水は、所定の申請をすれば、下水道に流せます。

◆洗濯には無リン洗剤を使用しましょう。

リンは処理場でも完全に取り除くことができず、川や海を汚します。

水洗トイレが詰まったとき

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」で直ります。1つ備えておくようにしましょう。それでもなおらないときは、「指定工事店」にご連絡ください。

水洗トイレの水が止まらないとき

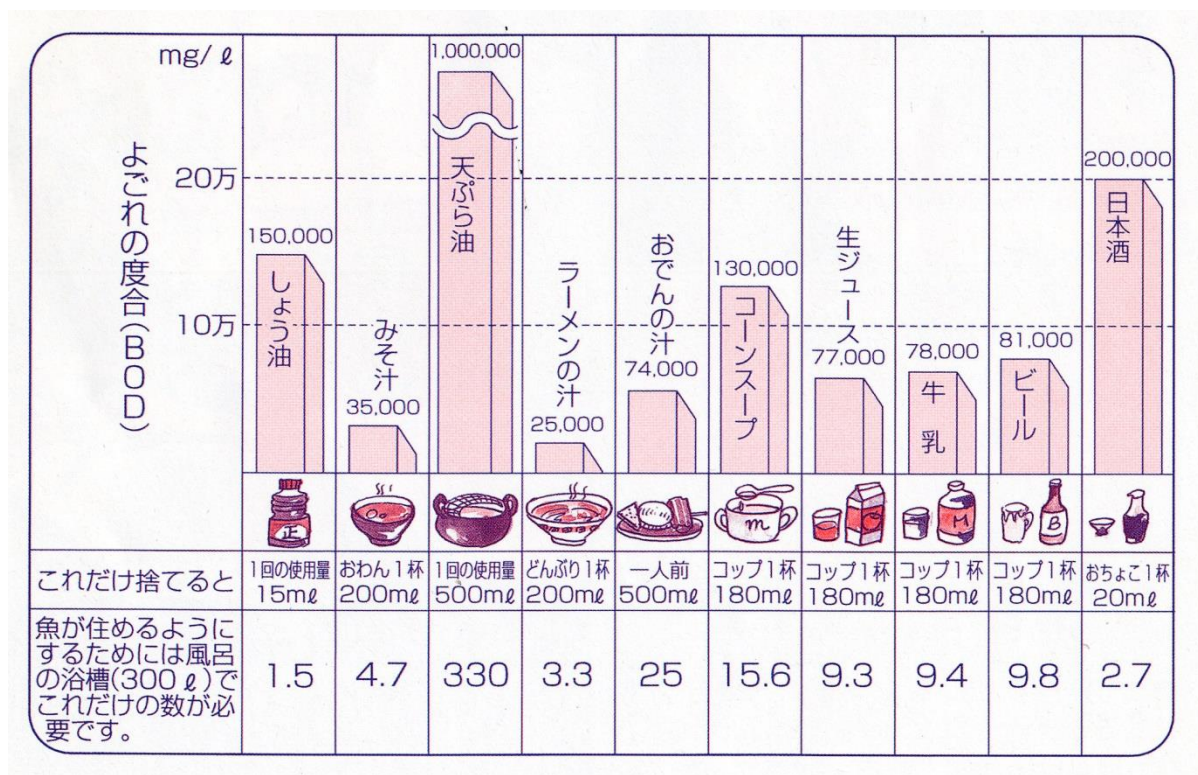
トイレを使用した後、水が止まらなかったり、便器にいつもちょろちょろと水が流れている場合は、タンクに給水する管についている「止水せん」をドライバーで締めて水を止めてください。

タンク内のくさがからんだり、はずれたり、またパッキンやフロート弁が古くなっていたらなおしましょう。

修理が必要なときは、「指定工事店」に依頼してください。

雑学メモ

あなたは知っていましたか！？川の汚れの75%は家庭雑排水です。



融資のあっせん

(給排水課 排水関連窓口担当)

くみ取り便所を水洗便所に改造（新築は除く。）し、公共下水道につなぎこむ工事（浄化槽からの接続切替を含む。）をされる方に、融資をあっせんしています。（便所以外の大工工事部分は除きます。）

融資あっせんの対象となる工事

便器、流し台、浴槽等から排出される汚水の全部を排除するための工事で、新築は除きます。

- ① くみ取り便所を水洗便所に改造する工事。
- ② 浄化槽（合併浄化槽を含む。）を廃止して公共污水ますに接続する工事。
- ③ ①、②の工事に付随する工事。

融資の内容

融 資 額	改造工事 1 件（便槽又は浄化槽 1 個に係る改造工事）につき 5 万円以上 100 万円以内（ただし、1 万円単位で工事代金の範囲内。）
利 子	無利子
返済方法	融資を受けた月の翌月から 120 回以内の月賦返済（一部金融機関は 60 回以内） （年 2 回の割賦返済の併用も可）

※令和 5 年 4 月 1 日から融資制度を改正しました。

融資のあっせんの対象者

融資のあっせんの対象者は、次に掲げる要件を全て満たしている方です。

- ① 市内に住所を有し、独立の生計を営んでいること。（個人に限ります）
- ② 下水道処理区域内等において改造工事を要する建築物を所有していること、又は当該建築物の所有者の同意を得て当該建築物を使用し、若しくは占有していること。
- ③ 自己資金のみで改造工事の工事費を負担することが、一時的に困難であると認められること。
- ④ 融資を受けた改造資金の償還が可能であると認められること。
- ⑤ 本市の市税、国民健康保険料等及び下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと。

手続きについて

融資のあっせんを希望される方は、排水設備工事（水洗化工事）の申請と同時に手続きを行ってください。**工事申請後の融資あっせん制度の利用の申請は受け付けられません。**

なお、この手続きは指定工事店がお手伝いしますので、工事の依頼を行うときに「融資あっせん制度の利用を希望する」旨をはっきりと指定工事店に申し出てください。

- ① 指定工事店を決定し、あっせん申込書と、「排水設備・水洗便所計画確認申請書」を併せて給排水課に提出します。
- ② 給排水課から、指定金融機関に融資の可否について審査を依頼します。
（審査の過程で、金融機関から他の書類等の提出を求められる場合があります。）
- ③ 指定金融機関が融資の可否決定通知を申請者に送付します。
- ④ 下水道への接続工事をします。
- ⑤ 給排水課から検査合格の通知を送付します。
- ⑥ 上記書類を指定金融機関へ持参して、融資の契約をします。



利用可能な指定金融機関

山陰合同銀行の市内各支店
島根銀行の市内各支店
中国労働金庫の米子支店

鳥取銀行の市内各支店
米子信用金庫の市内各支店
鳥取西部農業協同組合の市内各支所

※融資のあっせんの問い合わせは

給排水課排水関連窓口担当 34-1398まで

受益者負担金について

(下水道整備課 管路整備担当)

○受益者負担金制度

利用者が不特定多数である一般の公共施設（幹線的な主要道路・基幹的な公園など）は、通常全額公費（税金など）で建設されます。

下水道事業の場合、下水道管の埋設により公共下水道が整備されると、環境がよくなって生活は快適になり、便所の水洗化もできるなど利便性が向上します。しかし、下水道施設は、利用できる地域や人が限られています。

この限られた地域の人のために、市民の皆さんの税金のみを使い、下水道を整備しますと「負担の公平」を欠くことになってしまいます。

そこで、直接利益をうける処理区域内の土地の所有者または権利者の皆様に、下水道事業の事業費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金の制度です。

○負担金の対象となる土地（受益地）

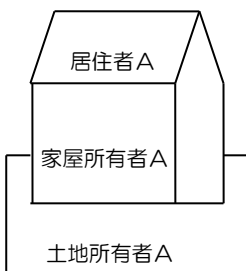
市街化区域内においては、下水道が整備されるすべての土地が負担金の対象となります。また、市街化調整区域内においては、原則、宅地利用されている土地が対象となります。

○負担金を納めていただく人（受益者）

賦課対象区域を告示した日の受益地の所有者に納めていただくことになります。ただし、地上権、質権、または使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、その権利者の方と土地所有者との話し合いにより納めていただく方を決めていただきます。

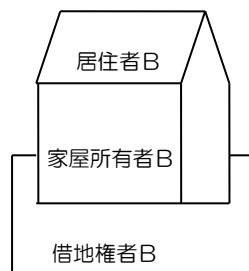
負 担 金 を 納 め る 人

例－１



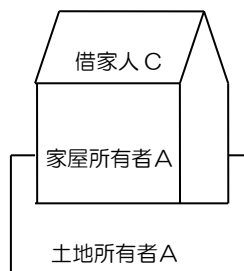
土地所有者が家を見て自分が住んでいる場合
(負担金を納める人...A)

例－２



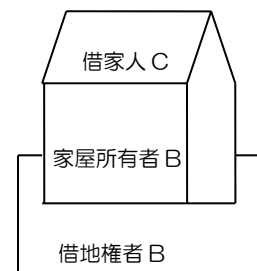
土地を借りて家を見て自分が住んでいる場合
(負担金を納める人...
AまたはB)

例－３



土地所有者が家を見て人に貸している場合
(負担金を納める人...A)

例－４



土地を借りて家を見て人に貸している場合
(負担金を納める人...
AまたはB)

受益者が変わった場合

賦課対象区域を告示した日のあと、土地や家屋の売買、返却等により受益者に変更があったときは、すぐに新・旧受益者の署名捺印のうえ受益者異動申告書を提出してください。この申告をされませんと納入義務者が変更されず、前の受益者が引き続き負担金を納めることになりますのでご注意ください。

負担金額

受益者負担金は、その土地に一度限りお願いするもので、各受益者の所有する土地の面積に1平方メートルあたり480円を乗じた額をご負担いただきます。

負担金をお願いする時期と手順

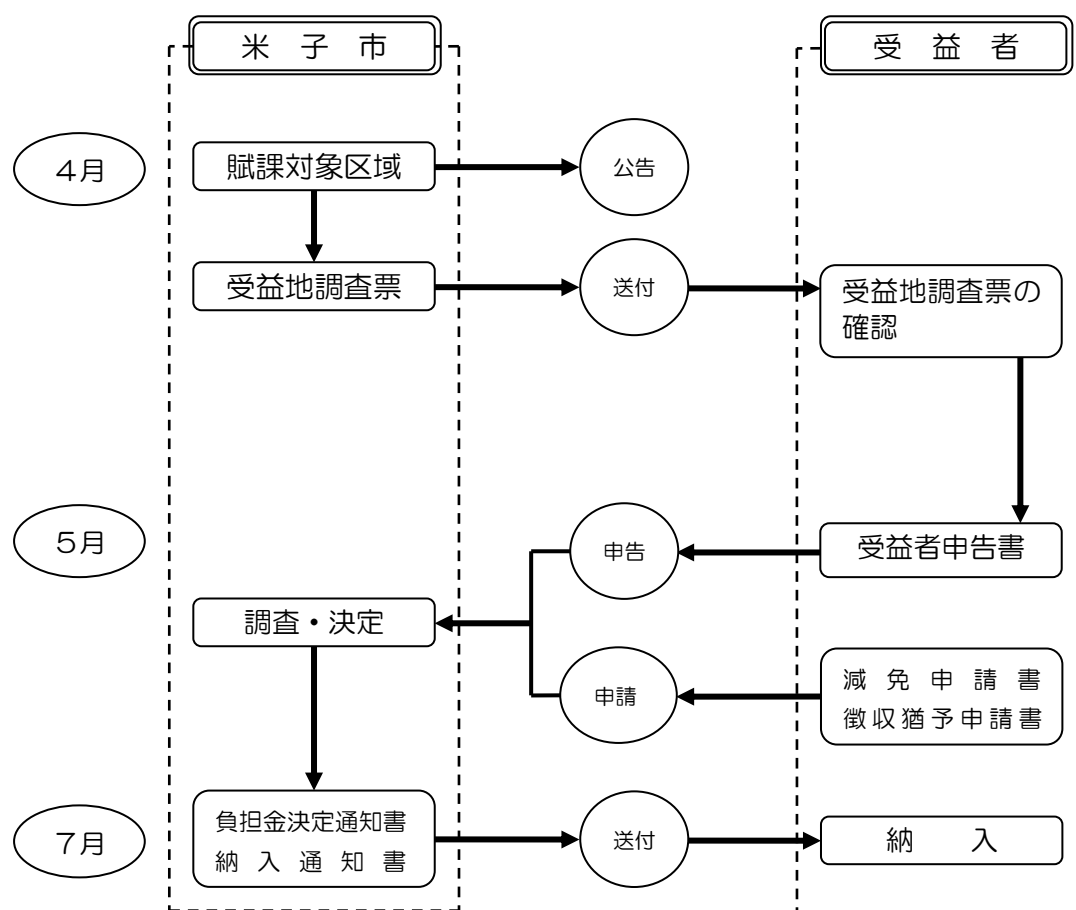
処理区域となった年度の次の年度にお願いすることになっています。

お願いする年度の5月に、負担金の対象となる土地のご連絡と、土地の所有者や面積を確認するため、土地所有者に受益地調査票と受益者申告書を郵送します。土地所有者は受益地調査票の内容をご確認のうえ、受益者申告書を提出してください。提出されない場合は、公簿及び受益地調査票の内容により受益者を認定いたします。また、地上権、質権、または使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、受益者申告書の「土地所有者以外の受益者（権利者）」欄に土地所有者以外の受益者の署名捺印を受けられた後、必ず提出してください。提出されない場合は土地所有者に納めていただくことになります。

個別相談やご不明な点は下水道整備課管路整備担当にお問い合わせください（0859-34-1397）。

納入通知書は7月上旬に郵送し、第1期の納期限は7月末日です。





負担金の減免と徴収猶予

土地または受益者の状況により、受益者からの申請にもとづき減免あるいは徴収猶予されますので、申請をしてください。

なお、徴収を猶予した理由が消滅した場合、徴収猶予は取消しとなり、負担金の全額を一括して納入していただくことになります。

◆減免の主なもの

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) 自治会等が所有する集会所
遊園地等の施設用地 | (4) 養護老人ホームの敷地 |
| (2) 公共性の高い私道敷 | (5) 墓地 |
| (3) 学校、保育所の敷地 | (6) 境内地 |
| | (7) 生活保護を受けている方 |

◆徴収猶予の主なもの

- (1) 災害、盗難等を受け納付が困難な場合
- (2) 農地（転用または所有権移転までの間）

負担金の納付方法

受益者負担金は、4年間、1年5期（20回）に分けて「納入通知書」によって納めていただくことになります。

この場合、「納入通知書」は毎年1年間（5回）分をまとめて郵送いたします。各年度の納期は、次のとおりです。

第1期	7月15日～	7月31日
第2期	9月15日～	9月30日
第3期	11月15日～	11月30日
第4期	翌年1月15日～	1月31日
第5期	翌年3月15日～	3月31日

負担金の前納報奨金制度

初年度第1期の納期限までに全額を一括納付した場合、又は、第2年度以降の全額を一括納付していただきますと、納付すべき負担金総額に下記の率を乗じた額（10円未満切り捨て。）を差し引いて納付できます。

初年度（20期分）	8パーセント
第2年度（残り15期分）	6パーセント

負担金の口座振替制度（期別納付のみ）

期別納付される方には、口座振替制度があります。金融機関の窓口で、お申し込みください。

お申し込みの手続きには、納入通知書、預金通帳、通帳に使用の印鑑をご持参ください。

金融機関の受付が月の15日までのものは、翌月以降の納期分から、月の16日以降のものは、翌々月以降の納期分から取り扱います。



下水道使用料

(営業課 料金担当)

公共下水道を使用されるようになると、流した汚水の量に応じて「下水道使用料」を納めていただきます。皆さんから納めていただいた使用料は、汚水の処理費用や、下水管、ポンプ場、下水処理場などの施設の維持管理費用にあてられます。

また、下水道使用料は原則として、3年ごとに見直しをすることとしています。

下水道使用料の計算

水道水、井戸水、温泉水、工業用水の使用水量によって次の料金表により計算されます。

料金表

使用料は、下記に定めるところにより算出して得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額となります。

(令和3年10月検針以降)

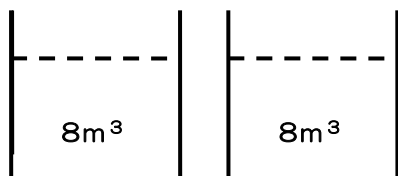
使用料区分	(1か月分)		(2か月分)	
	排除汚水量	使用料 (税抜き)	排除汚水量	使用料 (税抜き)
基本料金	8 m ³ まで	1,270 円	16 m ³ まで	2,540 円
超過使用料 1 m ³ につき	9 m ³ ~ 20 m ³	154 円	17 m ³ ~ 40 m ³	154 円
	21 m ³ ~ 50 m ³	198 円	41 m ³ ~ 100 m ³	198 円
	51 m ³ ~ 100 m ³	258 円	101 m ³ ~ 200 m ³	258 円
	101 m ³ ~ 250 m ³	278 円	201 m ³ ~ 500 m ³	278 円
	251 m ³ ~ 500 m ³	297 円	501 m ³ ~ 1,000 m ³	297 円
	501 m ³ ~ 1,000 m ³	308 円	1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	308 円
	1,001 m ³ 以上	313 円	2,001 m ³ 以上	313 円

上記の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、排除汚水量 1 m³ につき 88 円 (税抜き) となります。

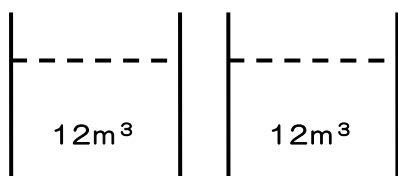
(1) 温泉汚水

(2) 公衆浴場 (公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 (昭和56年法律第68号) 第2条に規定する公衆浴場をいう。) から排除される汚水

計算例（2か月で汚水量が50m³の場合）

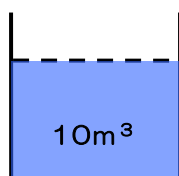


16 m³まで 基本料金 2,540 円



17～40 m³までの 24 m³の超過使用料

$$154 \text{ 円} \times 24 \text{ m}^3 = 3,696 \text{ 円}$$



41～50 m³までの 10 m³の超過使用料

$$198 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 1,980 \text{ 円}$$

$$(2,540 \text{ 円} + 3,696 \text{ 円} + 1,980 \text{ 円}) \times 1.1 \text{ (消費税)} = 9,037 \text{ 円}$$

(1 円未満が生じるときは 1 円未満切捨て)

下水道使用料の納め方

下水道使用料は、2か月ごとに水道料金と合わせて納めていただきます。現在水道料金を口座振替されている方は同一口座での振替となります。

米子市では原則として、下水道使用料を上水道の使用名義人の方に米子市上下水道局お客さまセンターから請求させていただきます。

排水設備の点検商法にご注意ください！

最近、米子市内で個人宅を訪問し、宅内の排水設備の清掃の勧誘に回っている業者がありますが、米子市では、業者に戸別訪問の委託や指導は一切行っていない。

排水設備の維持管理は個人で行っていただくことになっていますが、廃油を流さないなど、正しくご使用いただければ清掃の必要はありません。

もし、流れが悪かったり、極端に汚れて清掃が必要な場合は、ご自宅の排水設備工事を施工した業者にご相談ください。

訪問販売による排水管清掃サービスは、「特定商取引に関する法律」により、契約書面の交付や8日間のクーリング・オフなどが義務付けられています。

もし、点検や清掃を依頼される場合には、その場に立ち会ったうえ、契約書を交わすなど、納得した上で行ってください。

また、契約などのトラブルが生じた場合は、米子市消費生活相談室までご連絡ください。

米子市消費生活相談室
電話 35-6566

下水道に関するよくある質問

【私道工事関係】

Q 布設の申請をしてから、どのくらいの期間で私道の下水道工事が行われますか。

A おおよそ1～3年後を目標に事業を行っていますが、事情によっては遅れることがありますので、ご了承ください。

Q 工事の費用はいくらかりますか。

A 私道部分の工事については、基本的に費用負担はありませんが、ガスパイプ、水道管の移設費を負担していただくことがあります。

【使用料関係】

Q 水道料金よりも下水道使用料が高いのは、なぜですか。

A 下水道は廃棄物処理という性格を持っており、環境対策としての公益性が高いため、補助金や税金などで補って、政策的に使用料の水準を抑えています。

しかし、下水道管は、水道管よりも深いところに埋めなければならないため、建設コストが割高となるうえ、処理コストも水道の浄水コストを上回っており、水1㎡当たりの原価を単純比較すると、下水道のコストは水道の何倍にもなります。このため、米子市の下水道使用料は水道使用料を上回っています。

Q 庭木の水撒きや農地に散水して下水道には排水していない場合でも、水道水の使用量で下水道使用料を計算するのですか。

A 下水道に流されるものには固形物が含まれていたり、水道のように管が満水状態で流されていないことなどから水量を正確に計ることが困難です。このため、下水道に流れる水量はある程度の誤差を前提として「水道の使用水量＝下水道への排除汚水量」として計算しています。

ただし、下水道への排除汚水量が水道の使用水量より著しく少ない場合には、以下の方法を取っていただくと排除汚水量から除外いたしますが、設置工事費等の負担がありますので、詳細についてはお問合せください。

- ① 水道栓の新設（分栓）
- ② 揚水ポンプの設置（地下水を使用する場合）
- ③ 私有メーターの設置（事業（農業を含む）の場合に限る）

【受益者負担金関係】

Q くみ取り便所または、浄化槽に接続しているため、下水道に接続していませんが、負担金は賦課されるのでしょうか。

A 土地の現況が宅地のほか、農地や空地であっても、いつでも公共下水道へ接続が可能となることにより、その土地の利用価値は高まっています。快適性・安全性・利便性などの面で、下水道整備による利益が発生していますので、排水区域の土地所有者の方には負担金が賦課されます。

なお、下水道が整備されましたら、くみ取り便所は3年以内、くみ取り便所以外の排水設備は6ヵ月以内に下水道への接続が義務付けられています。

【融資あっせん制度関係】

Q 高齢者世帯ですが、融資を受けることはできますか。

A 10ページの条件に該当すれば、年齢に関係なく申し込むことは可能ですが、金融機関による審査があります。

Q 家を建替えるときにこの制度を利用することはできますか。

A 下水道に接続するための排水設備の工事部分のみが対象であって、家屋を新築、増・改築する場合は対象になりません。詳しくはお問合せください。

